

第3回総務文教常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年3月6日(金) 午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年3月6日(金) 午前11時21分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 永徳 省二君 3 番 佐藤 武君 7 番 大口 浩志君
1 2 番 北川 勝義君 1 6 番 下山 哲司君 1 7 番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 友實 武則君 副 市 長 前田 正之君
副 市 長 川島 明昌君 教育長職務代理 大崎 陽二君
総合政策部長 安田 良一君 総務部長兼 塩見 誠君
財務部長兼 藤原 義昭君 監査事務局長
会計管理者 土井 常男君 教育次長 末本 勝則君
赤坂支所長兼 是松 誠君 熊山支所長兼 矢部 恭英君
市民生活課長 小引 千賀君 市民生活課長
吉井支所長兼 小坂 憲広君 消防本部消防長 井元 官史君
市民生活課長 和田美紀子君 政策推進課長 花谷 晋一君
秘書広報課長 遠藤 健一君 暮らし安全課長 岡本 和典君
総務課長 家森 康彰君 管財課長 戸川 邦彦君
財政課長 杉原 泉君 教育総務課長 金島 正樹君
税務課長 榎原 秀幸君 社会教育課長兼 土井 道夫君
学校教育課長兼 中央公民館長 矢部 寿君
中央学校給食センター所長
消防本部 消防総務課長
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 主 事 松尾 康平君
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第1号 赤磐市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 - 2) 議第3号 赤磐市職員の配偶者同行休業に関する条例
 - 3) 議第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 - 4) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（北川勝義君） 皆さんおはようございます。

ただいまから第3回総務文教常任委員会を開催いたしたいと思います。

初めに、市長のほうから御挨拶をいただきたいと思います。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本日は、皆様大変御多忙の中、第3回の総務文教常任委員会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日、御審査いただく案件でございますけれども、3月定例会市議会に上程させていただいております計画、あるいは条例の制定等について御審査をいただくようになろうかと思っております。また、その他の案件として、令和元年度の事業の進捗について御報告をさせていただきます。

また、最近特にコロナウイルスの感染拡大について、毎日大きく報道がとり沙汰されているところでございます。赤磐市においても小中学校の休校を実施しているところでございます。皆様方のおかげをもちまして、現在では大きな混乱もなく推移をしているところでございます。これは放課後児童クラブ、市内にあるクラブさんが受け入れを拡大して、午前中からの受け入れをしてくださっています。こういったところに十分に赤磐市のほうも力を提供できるよう協力体制で臨んでまいります。そうはいつても、日々刻々と状況は変化しております。そういう中で柔軟に対応できるよう、赤磐市としても組織をしっかりと組み立ててこの対応にいち早く取り組めるよう準備も整えているところでございます。

そういった中で御報告をさせていただきますけれども、何せ日々状況が変わりますもので、なかなか公表等について変化に対応しながらですから、なかなか委員の皆様方へのお知らせも柔軟にできていないかもしれませんけれども、その点はおわびをしながら、これからも御報告をしながらやっていくことを皆さんにお伝えしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入りたいと思いますが、その前に、昨今のコロナウイルスの感染拡大の事情を踏まえ、クラスター対策などで質疑につきましては、要点を踏まえ簡素に行っていきたいと思っております。委員会の時間短縮につきましても努めていただきますように御協力をお願いしたいと思います。皆さん、よろしく願いいたします。

それでは、これから委員会の審査に入りたいと思います。

委員会に付託されました案件は、議第1号赤磐市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてから議第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例までの3件であります。

それでは、まず、議第1号赤磐市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 花谷課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 政策推進課より、議第1号赤磐市過疎地域自立促進市町村計画の変更について補足説明をいたします。

議案書とあわせまして、新旧対照表は1ページでございます。総合政策部資料の1ページをごらんいただければと思います。

令和2年度の当初予算調製に当たりまして、事業の特定財源として過疎対策事業債を充当するため、赤磐市過疎地域自立促進市町村計画に変更を加えるものでございます。

補足説明は以上でございます、あとは提案説明において御説明を申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部からの補足説明が終わりました。

何か質疑ありましたらお願いしたいと思います。

何かありませんか。

○副委員長（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 佐藤副委員長。

○副委員長（佐藤 武君） この中で、いわゆる吉井会館の改修事業が新たに組み込まれたということだと思うんですが、この吉井会館の事業内容、具体的に何をやっているのか教えてください。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 花谷課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 吉井会館の改修事業について具体的な説明をとということでございました。

今予定しておりますものは、多目的ホールの照明器具を全面的に取りかえるものでございます。

以上でございます。

○副委員長（佐藤 武君） はい。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） ちょっと聞き方が悪かったんですけども、改修事業の内容じゃなくて、吉井会館で実施している、利用の実態といいますか、何をされているか。

○委員長（北川勝義君） 支所長のほうがええか。

○副委員長（佐藤 武君） はい。

○吉井支所長兼市民生活課長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 是松支所長。

○吉井支所長兼市民生活課長（是松 誠君） 今お尋ねの吉井会館の利用でございますが、吉井会館は中に農村環境改善センター、それから保健センターという機能を持っております。その中で、近々で言えば有害鳥獣対策セミナーですとか、人権を考えるつどいですとか、そういう利用。あるいは健診、それから料理教室などもしております。また、市民の方が各種活動で利用されております。そういうような利用状況です。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 社協やこうはええんか。ちょっと僕も気になったんで、これ吉井会館のこと、今佐藤委員が言われたんで言わせてもらうけど、昭和61年にこれ建築したというのはこのとおりで、これもう会計検査、2遍ほど当たって、もう珍しいというか、珍しいと言うたらおかしいんじゃないけど、今支所長が説明された3つの補助金をもらってやった。武道館も格技場もつくって、新農業構造改善事業の3つの事業で国庫補助をもらってやって、やっぱりいろいろなやり方が、その中には昔は教育委員会が入ったとかというて、いろいろ下山委員はよう知っとらあな。そういろいろあってやってきて、僕も会計検査の対象で受けてやったんですけど、それじゃから、吉井町というところは市町村が小まかって財政規模も国庫補助をもらっていかんやあ、何とかやっていかんやあおえんけど、何事にも手を挙げて国庫補助をもらってやっていきようたんです。

それで、そのときは本当にいろいろお叱りも受けたけど、やっぱり頑張ってきて何とか今のようにつながったんですけど、もう見てこれ老朽が激しゅうて、この間もちょっと僕いろいろ皆さんにようたたかれよんで言うんじゃないねえんですけど、もう大正琴が、もう見えんから、年寄りというたらちょっと言い方が悪いけど、大正琴の人が、もうはっきり言うて3人家へ来られてまして、2人は電話がありまして、市長さんに言うてくださいというて、言うたら教育委員会はお金がないんじゃないというて、予算がないんじゃないというて、見えないんだと。もう文化祭もできないからということで、急遽何ぼかしていただいたんですけど、そういうこともあったりしております。

しかしながら、地域の中で役立っているということがあるんで、積極的に使うていただくために改修しなくてはいけないと思っておるんですけど、せえで、今佐藤委員が言われたわけで、利用状況というのは僕が見て本当よう使うとられると思うんです。社協も入られとる、シルバーも入られて併用しとるし、武道館も格技場も使われとんで、せっかく改修するんじゃないら、これやってよかったなということをしていただきたいんで、今使っていないような部屋とか、今回は照明だけじゃけど、使っていないところはやっぱり考えていただいて、こんなことを吉井支所の庁舎のことまで言うたらちょっと言い過ぎになるんで、もう僕は勝手なことを言う

のが、3階建てですよ、どこも大体。大体2階まで使ようところは少ないんですわ、2階は会議室だけで。できたらもう2階も使わんのじゃったら、2階ぐれえはもう電気を切るとか、何か立入禁止にしてもう余り金をかけんようにして、1階をきちっとしてやるというように。

せえで、そのかわり会議をするのは、吉井支所の場合ですよ、言うたら、今の吉井会館があるから会議は吉井会館のほうでしてもらおうというて、そっちへお金をかけたほうがええんじゃねえかなと、ちょっと今思うたんで、できたら、どうせやるならけちなことをやれと言ようんじゃねえんじゃけど、要するに、僕が言いたかったのは、要るところへ金をかけてくれというて言いたかったんで、そこらもちょっと考えていただきてえなと思っています。

それで、できたら、これいろいろ意見は合わんことがあるんじゃけど、下山委員とはこのことは同じじゃと思うんじゃけど、吉井地域ももう火が消えたようなことになつとんで、せめて吉井会館じゃとか支所ぐらいはもうぴちつとこう、外装ぐらい、今ちょっと花谷課長は照明だけじゃと言たんじゃけど、今回は照明でええんですけど、雨漏りがするところもあつたりするんで、外装だけでもちょっと吹いてくれたら、外だけでもちょっと色がきれいになったら何か元気が出るんですわ。もう何か色が、汚ねえと言うたらおかしいんじゃけど、汚れたままじゃたら、そういうこともあるんで、これは要望というか、希望なんで、そういうこともやっていただきたい。

それで、今あわせて言うたら、花谷課長に質問としては、もう中の照明じゃと言われた、あとはやらないんですか、照明以外は。それちょっと教えてください。いや、2年後にはするんじゃとか、また計画があるんじゃというんじゃたらええんじゃけど、調査するんじゃたら、今照明しかせんように言うたから、どんなんかなと思うて。

あれもせつかくのことを言うたら、普通の支所に行ったらエレベーターがついとるのは吉井会館ぐらいなもんじゃと思うんです。2階へ上がっていくのに車椅子で上がるためにつけてんで。やっぱりそういうところも考えたら、有効活用していただきてえなと思うんじゃけど、どんなかなと思うて。ちょっと答えられたらお答えください。無理じゃたらもう結構ですけど。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） この過疎計画が令和2年度までのものでございまして、今のこの計画の中では照明だけという計画でございまして。その後の計画について、ちょっと私のほうで全てを把握はできておりません。

以上です。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

市長、ちょっとこれ言い方は悪いんじゃけど、市長のほうで考えがあつたらちょっと聞かせ

てもらいてえというのが、どうせうちだけに関したことじゃねえと思うんじゃ。よそも全部あると思うから、支所も。僕は今回のことでどうこうと、これは過疎計の関係じゃから全体という話じゃねえんじゃけど、今令和2年だけじゃという話をしたんじゃけど、我々吉井町を出てから剣道日本一になったりして、ナカタ道場というて警視庁の中へあるんです。日本一になった方が今教えよんのがおられて。じゃから、武道館というのも格技場でやっていきよんのが一緒にあるんで、柔道、空手、剣道とやりようるんで、できたらそういうのも、今度は、今のうてもええんですよ、今無理な話で、これから将来やるときにはそういう、剣道もやられようるけえ、看板だけでもかけてくれたら、看板をかけるというたらちょっと言い方は悪いんじゃけど、何か名称でも考えて、1つ今後の考えを、暗い話ばあじやのうて、ちょっとうれしい話題というか、つくっていただきてえと思うんです。ちょっと市長、お考えがあったら、もし答えられたら、答えられなったら結構ですけど。

市長。

○市長（友實武則君） 今回、過疎地域自立促進市町村計画に盛り込んでいくということでございますが、これはこの地域の拠点として活用している施設、ここに注目をしておりまして、これをさらに活性のある使い方をしていただいて、特にお子さんや地域の活動の拠点になっていただけたらと思います。

そのための財源確保の1つにもなるかと思えます。特にこの過疎地域自立促進法、こういう法律がありまして、平成32年ですから令和2年でこの法律の時限が終了します。赤磐市長としても、県市長会と一緒にこの法律の継続を強く要望しているさなかでございまして、こういった計画を充実した使い方をして、その実績を持って継続をお願いするという一助にもしていきたいと思っております。結果、地域の振興に大きく役立つというふうに、地域も助かる、行政も全国を代表してそういう活動を活発にしているというダブルの効果を出していきたいと、そう思っております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それから、ちょっとついでにもう2点聞かせてください。

1つは、吉井郷土資料館、これも仁堀小学校を移築してということでしたんですけど、93年からというて、おおむね約100年からたって、これ2遍ほど直したんです。直すのがやっぱり中途半端なというかな、ちょっと板を塗るだけじゃとか、ペンキを塗るとかという、もとが古いから何ぼしても悪うなるところがあるんです。どこまでが改良できるんかわからんで、この計画で改修工事を大規模にするというんで、今度はちょっとやったら20年ぐれえやらんでもええようにしてください。またこれ再々やるというたら何かもう10年もたたん間に改修しとったから、またなるんで、そういうところもどういうことになるんかなと思うて。

それで、できたら山陽はもう本当によく利用しとります。吉井のほうももうちょっと利用で

きるようなことを、教育委員会とか学校の関係でやられとると思うんじゃけど、バスを出してまで来るというのはなかなか難しい話なんじゃけど、ちょっと活用をもう少し力を入れていただきてえなど。あそこへ別に管理人を置けとか、そういう話をしょうるんじゃねえんですけど、ちょっとできたらそうしていただきてえ。

ただ鍵をあけてくだけで見てもらうんじゃったら何も変化がねえんじゃけどなと思うて、できたら押しゃあ音が流れるのとか、何かやり方もそういうことも今後改修していただきてえなど1点思うた。これは要望です。よろしゅうお願いしたいと思います。

それから、2点目の消防の施設整備の補助金なんですけど、これ実はきょうも会議がありまして、これはあとで削除していただきたいんですけど、区の会議がありまして、婦人会がもう吉井地区じゃあ、特にうちの中村地区じゃあもう婦人会が継続できんというて、きょうも話をするわけです。いろいろ婦人会さんにも、消防はもちろんですけど、消防は婦人会にもお世話になっとなんじゃけど、子供会もやっていくのが、子供がおるから子供会をつくっとかにゃあおえんというだけで、婦人会も存続できんのじゃ、あとができんように、もう数が少のうなってくるというんで、これがたまたまうちの消防は、年末夜警のときもことしの2月のときも草刈りのときにも話した。消防は頑張っていたきょうなんですけど、もう消防も吉井のうちの周匝、中村とかというところじゃったら、福田とかというんじゃたらええんですけど、やっぱり人口の少ないところがあって、消防団が何ぼになってもおらん、年がいつとる。結果的には消防車が老朽化によって、これは買うていただかにはあおえんのです。おえんのんじゃけど、買いかえるのにはまた今のような積載車へ可搬がつくような大きいじゃなくて、熊山とか山陽が軽トラを持ってありますが、軽トラへ可搬を積んで、ああいう、これは消防とのお話じゃけど、そういうことも今後考えていただきてえなどと思うんじゃけど、これはどう考えられとんか、もし、いやいやそうじゃないんじゃと、今の積載車の大きいので行かにはあいけんのんじゃというのがあるんかどうか、ちょっとわかれば教えてください。

○消防本部消防長（井元官史君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 井元消防長。

○消防本部消防長（井元官史君） 委員長のおっしゃられるとおりです。実際にこの消防車両、各地区が保有しています消防団の消防車両は、更新時期がかなり古い車を緊急性の高い部分から更新はさせていただいておるところで、消防団の方と区長さんとそういうお話をさせていただいて、特に吉井の地域は1件、軽四、整備をさせていただいているところは現実あるんですけども、やはり坂道がかなりきつくて、軽四じゃあ上れないという地区の御要望がございます。もちろん消防本部としては少しでも安いほうでお願いはしているんですが、やはり活動される消防団の方がそういう走らない車といったところはかなりじれったいところがございまして、そこは地区の御要望なんで、そちらのほうを優先させていただいて、軽四がいいという地区でありましたらもちろん軽四をお勧めさせていただいております。

○委員長（北川勝義君） 今の可搬がありますわな、積載車が。置いとって、その小さい軽四というのかな、というのは無理なんかな、2台というのは、ちょっとそういう言い方をしたら。言わんとしょうることはようわかったんじゃけど、人が乗れんのもわかっとなんじゃけど、ほんま、少ねえというんか、人がおらんようなとこで使いにくいのあるから、ちょっとやっぱりそれも1つの方法かなと。結果的にうちらも笹川財団から婦人消防隊というてもろうたんじゃ、結果的に使わずにもう朽ち果てたんじゃ。朽ち果てたと言うたら、出る者がおらんようになるから。やっぱり使うとしたら今の可搬は使えるんじゃけどな、上りおりがあらあな、そういう。よう相談してみてください。これはお願いします。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、議第1号を終わりたいと思います。

続きまして、議第3号赤磐市職員の配偶者同行休業に関する条例を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 総務部資料をお願いします。裏面の1ページに載せております。

赤磐市配偶者同行休業に関する条例の制定についてということでございます。こちらですが、職員の配偶者が勤務などによりまして、外国に6カ月以上継続して住所または居所を定めて滞在し、生活をともにすることが見込まれる職員からの休業の申請があった場合、公務の運営に支障がないと認めるとき、この休業を承認することができる制度でございます。こちらですが、仕事と家庭生活の両立の支援の1つとして設けられた制度でございます。詳細につきましては、資料と本会議での細部説明のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部から説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） もしかしたら聞き漏らしとったらごめんなさいなんですけど、第4条の第4号に準ずる自由という表現がございますが、どういったものを想定されておるのかということと、今現在、赤磐市の職員さんで可能性のある方というのはおられるのでしょうか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） まず、第4条の第4号でございます。こちらですが、まだ制度が

できて2年、3年目になるんですが、こちらはまだ3年目でございます。基本的には第1号から第3号までになりますが、ちょっと想定外のものがもし出た場合の第4号でございます。これに該当するであろうというものが出てきましたらこちらを該当させるというものでございます。

それから、該当する者がという御質問ですが、現在たちまちという職員は今のところ聞いておりません。ただ、職員からの問い合わせについてはある状況にあります。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 大口委員、よろしいか。

○委員（大口浩志君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○副委員長（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） それでは、3点お尋ねします。

まず、この同行休業ということで、これも申請があって承認が得られれば、これは1回きりなのか。

それから、第2条に、当該申請をした職員の勤務成績、その他の事情を考慮した上でということになっているんですけれども、具体的にどういう判断といいますか、その成績はどのようなふうの評価するのか。

それから、第6条、期間の延長を申請することができるということですが、具体的に延長期間というのはどのようなふう考えられるのか、3点お願いします。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） まず、こちらの回数からのお答えです。回数につきましては、回数制限はございません。その都度の判断になってくると思います。

それから、あとの勤務成績、こちらですが、市で今人事評価とか、勤務の成績のほうやっております。そちらも考慮いたしまして判断させていただきます。

それから、期間の延長でございます。こちらですが、3年でございます。延長できても3年までということでございます。

以上です。

○副委員長（佐藤 武君） いいですか。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） 第3条で3年を超えない範囲の期間とするというのがあって、さらに、第6条で期間の延長を申請ということになってるんだけど、延長はもう認めないということいいんですか、再度確認します。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 第6条に期間が第3条の条例で定める期間を超えない範囲内において延長しようとする期間の末日を明らかにしてということがありますので、第3条の3年を超えない範囲内の期間と。例えば、1年だけ行きますという申請がありまして、その後の事情で延長ということがありまして、3年以内でしたら認められるということでございます。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○副委員長（佐藤 武君） はい、結構です。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） これ、勤務期間みたいなのは考慮されないのでしょうか。例えばの話、職員になって1カ月で申請しましたとか、職員になって3カ月で申請しましたということもあり得ると思うんですけど、その辺の制限はかけられないのでしょうか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） そちらの制限については定めておりません。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 定める必要はないのでしょうか。例えばの話、入られて3カ月間、非常に優秀な成績で3カ月勤められました。そしたらオーケーという話になるのかなど。余りにも、もっと極端な言い方だと、1カ月間働いて、非常に優秀に働かれました。じゃあオーケーですよというんじゃあ、とても赤磐市にとって有益だとは逆に思えないところもあるかと思うんですけど、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員、第2条のどこへ職員の勤務成績その他の事情を考慮した上でというのがあるけん、そりゃあ執行権を持った市長が、1カ月だろうと半年だろうと認めていくと思うんじゃけど、それ以上の何か、こしらえとけというたらこじゃあ表現しにくいんじゃねえか。何か小坂課長、そういう説明が入れれるんか、これ入れれるんじゃったらこれは国のでしょう。地方公務員法でこう出てきたから、これを赤磐版でこう入れとるだけじゃろう。ちょっと思うんじゃけど、わかりにくい。もしわかったら教えてください。

○委員（永徳省二君） ちょっといいですか。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 一般的にこういうのは民間でもあるんです。民間でもあるんですけど、勤務3年以上とか勤務5年以上とかって比較的制限があります。ここ見たら全くないので、それで聞いているんです。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 民間の場合と違いまして、こちらについてはそういう制限はございません。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） だから、私がお話しするのは、そういう制限をつける必要が、条文に入れる必要があるんじゃないですかというふうに聞いています。

○委員長（北川勝義君） うちが決めよんじゃねえんじゃけえ。

ちょっと小坂課長、地方公務員法のことをちょっと説明してあげて、言うてくれりゃあ。ここで勝手に我々が決めれることじゃねえんじゃから。それをちょっと。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 法律なんですけど、そちらを見てみましても、もうこの承認の要件、勤務成績、その他の事情を考慮した上でということしかございませんので……。

○委員長（北川勝義君） いや、課長、永徳委員には今説明ええんじゃけど、僕が言いたかったのは、これは地方公務員法で決まって出てきたのを国が決めたのをうちがしょうるわけじゃろう。じゃから、それをどうこう、例えば選挙権を15歳からにしましょうというたりするわけにもできんでしょう、うちが。それを言いたかった、どんなんですか。

○委員（下山哲司君） もうぼっこう、第2条の解釈だけの問題じゃろう。

○委員長（北川勝義君） そうそう、もうどねえしょうもなかろう。税金を10%にするというたのを今度15%にするというたら、もうここで消費税反対じゃと言うたところでできんのんじやから。そりゃあ難しかろう。

どんなんか、市長。

○市長（友實武則君） 補足させてください。

まず、この条例については、国や他の自治体の条例、規則を準用して制定させていただいているということでございます。

それから、市へ勤務を始めて3年以上とか、そういう期限を定めた制定ということは、地方公務員法上では期限を定めているのは、勤務について半年間は条件付採用ということでさまざまな制限が加わります。それ以外では特段の条件はございません。厳しい責任と服務に対する義務を背負っております。その責任、義務を果たしながら勤務をしているというのが大前提でこの制度は適用になります。

そういった意味で、第2条の勤務成績等を考慮した上でという部分は、そういう服務に従って地方公務員法の理念の中に全身全霊を持って職務に当たるというのが我々公務員には課せられております。これに対してしっかりと責任を果たしている者が対象ですよというふうに解釈していただければと思います。

以上です。

○委員（永徳省二君） いいですか。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今の市長の答弁からいくと、半年間は、いわゆる仮採用というんでしょうか、の間なんで、普通で言うと半年間は申請はあり得ないというふうに考えていいんでしょうか。

○委員長（北川勝義君） 市長。

○市長（友實武則君） 条件付採用で、その条件を適用するかどうかは任命権者の裁量の中で考えていきたいと思えます。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員、よろしいか。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、議第3号赤磐市職員の配偶者同行休業に関する条例を終わりたいと思えます。

続いて、議第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とし、これから審査を行いたいと思えます。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 続きまして、議第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

こちらですが、本会議での詳細説明のとおりでございます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正による令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度の運用に向けて条例を制定するものでございます。

内容につきましては、会計年度任用職員制度を導入することで影響のある関係条例の一部改正で、全部で13条例でございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

委員の皆さん、何か質疑がありましたらお願いしたいと思います。

質疑ありませんか。

○副委員長（佐藤 武君） いいですか。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） まず、会計年度任用職員ということで変わるんですけども、ま

ず、一般職員という表現でいいのか、一般職員、それから会計年度任用職員というのは、トータルでそれぞれ何名になりますか。

それから、特別職の職員ということで、いろいろ手当等も記載されているんですけども、ここでちょっと大きい金額が示されております保育園の嘱託医、それから学校医、学校歯科医という部分で、それぞれの学校医というのは違う学校医が指定されているのか、それとも複数の学校で同じお医者さんをお願いしているのか、そこを教えてください。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） まず、来年度、会計年度任用職員につきましては533人の予定をしております。正職員につきましては定員管理計画におきまして、令和2年4月1日時点では495人と計画上はなっております。それに向けての採用を行っております。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○副委員長（佐藤 武君） もう1つ。

○委員長（北川勝義君） 学校医じゃったな。小坂課長が答えるんか、どっちが答えるんか、学校医。1校1校というて言ようたけど、どうなるんかな。

○教育総務課長（金島正樹君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 金島課長。

○教育総務課長（金島正樹君） 学校医の関係ですけど、学校ごとに先生がかわっております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） 保育園もそうですかね。保育園は違うのか。

○教育総務課長（金島正樹君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 金島課長。

○教育総務課長（金島正樹君） 幼稚園についても幼稚園ごとでかわっております。保育園については、ちょっとこちらでは把握しておりません。

以上です。

○委員長（北川勝義君） うちじゃあ言えれんわ、うちじゃあねえんじゃ。

佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） 職員それから会計年度任用職員ということで、あくまで予定ですけども1,028人ですか、の予定ですよ。これで会計年度任用職員というのは、臨時的な職員さんも入るということで、人数的には多い部分はあるかと思うんですけども、ちょっと若干多いかなという気はするんですが、職員採用計画等で職員さんも含めて今後どういう方向でいくのか、もし説明ができればお願いしたいなと思っております。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 定員管理では、臨時職員については特に規定はしていません。正職員についてのみでございます。こちら期限がもう迫っております。再来年度に向けての見直し作業等も来年度行っていく予定にしております。またこちら、その次についてはまだ何も決まっていないような状況なので、こちら、来年度かけて検討していけたらと思っております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○副委員長（佐藤 武君） はい、いいです。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、第4号の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について終わりたいと思います。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第1号赤磐市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてから、議第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の3件について採決したいと思います。

まず、議第1号赤磐市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがって、議第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第3号赤磐市職員の配偶者同行休業に関する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがって、議第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがって、議第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

次に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申し出をしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、このように申し出をしたいと思います。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し、委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に一任していただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他へ入ります。

その他で、委員さんまたは執行部から何かありましたら発言を願いたいと思います。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 花谷課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 政策推進課より、赤磐循環バスについて御報告がございます。

資料はございません。

平成31年4月1日から休止となっておりました赤磐循環バスにつきまして、宇野自動車株式会社様より、令和2年4月1日から運行廃止の手続をされたと御報告をいただいております。今後は他地域との公平性を保ちながら、公共交通網形成計画に基づいて、公共交通会議で対応策の協議を進めてまいります。

以上でございます。

○委員（永徳省二君） いいですか。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ということは、市バスを走らすことが可能になったというふうに考えていいんですかね。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 循環バスが走っておった路線で、この廃止によりましてバス

が全く走らなくなった路線ができます。それにつきましては、市のほうで公共交通会議を中心に検討いただきまして、バスを走らせることができるようになるということでございます。その辺の検討はこれからでございますので、詳細につきましてはまた御報告をさせていただきます。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 今まではできなただけえな。

よろしいか。

○委員（下山哲司君） 一緒です。

○委員長（北川勝義君） 今皆さん同じじゃけど、今走りようたのが休止じゃったからなかなか運行できなただわな、ほかのバスを走らそうと思っても、市の。今度は休止になったのが廃止になったら、そこのところは今永徳委員が質問された中で、これから公共交通会議のほうで話をして走らせるようなことも考えられるということじゃな。そうととつたらええわけじゃな。悪いんじゃけど、明りいというか、何かようわからんな、何かそんな感じ、そんな感じというたらおえんけど、ちょっと、赤磐市としたらつれえことじゃけど。

他にありませんか。

○財務部長兼会計管理者（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） ちょっと待って、これからじゃ。

○財務部長兼会計管理者（藤原義昭君） 失礼しました。

○委員長（北川勝義君） これはもうよろしいな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それじゃあ、次に移りたいと思います。

○財務部長兼会計管理者（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 財務部長。

○財務部長兼会計管理者（藤原義昭君） それでは、庁舎整備につきまして、財務部資料1ページをごらんください。

庁舎整備計画素案につきまして御意見、御要望を取りまとめております。執行部の考え、方向性を右に掲載させていただいておりますので、御確認のほうよろしくお願いいたします。

次に、資料は2ページをごらんください。

この一覧表は庁舎改修事業を行う際に対象となる可能性が高いと考えられる起債について概要をまとめたものでございます。起債の種類、用途、充当率、交付税措置率、最終年度を掲げております。

充当率とは、起債対象額に対しての起債できる率、交付税措置率とは起債償還額に対して普通交付税の基準財政需要額に算入される額で、毎年度の償還額に応じて交付税として市に戻ってくることとなります。最終年度とは、起債手続ができる期限の年度でございます。例えば、

1の一般単独事業債ですと、起債対象額を100とした場合、起債、つまり借金できるのが75、戻ってくるのはゼロということになります。この起債の場合、市の負担を将来にわたり複数年に分けてすることはできますが、交付税で戻りのないただの借金ということになります。全て一般財源の持ち出しとなります。また、元金に加えて利子分の負担が丸々ふえるということになります。

次に、3の緊急防災・減災事業債を見ますと、この中では充当率と交付税措置率が高くなっており、100%起債しまして70%戻ってくるように見えますが、用途では防災対策本部用庁舎の耐震化で、起債最少額に制限がかかるものでございます。

4の市町村役場機能緊急保全事業債も、用途が本庁舎の建てかえに限られ、交付税の措置率が低いことがおわかりいただけだと思います。このように考えていくと、2の合併特例債の充当率、措置率の面からでも有利で、用途も機能集約等の条件があるものの、市民サービス向上のための改修も起債対象となる可能性が高いと考えております。

ただし、合併特例債には御存じのとおり限度額が設定されております。令和元年度時点での発行可能額の残りは約60億円となっております。今後美作岡山道などの継続的な事業も予定されております。合併特例債は2年の延長となっておりますが、金額がふえているわけではございません。

また、庁舎改修に限らず、各種事業を行うために有利な財源を検討する際には、国、県などからの補助金など直接的な歳入と合わせまして、起債についてもこの表のような観点で検討していくのでありますが、いくら交付税で措置されるものが有利といっても、起債はあくまでも借金ですので、将来世代の負担も考え、借金の総額そして各年度の予算に占める償還額の割合も考慮して起債を起すことが重要であると考えております。

さらに、当然のことではありますが、今後の人口減少、少子・高齢社会を迎える流れの中で、交付税の大幅削減等に対応し、さまざまな市民サービスを維持していくためには、必要最小限の経費で喫緊の課題を解決していく必要があると考えております。こういったさまざまな検討を行った結果といたしまして、庁舎の改修につきましては、熊本地震等の教訓を受けて明確となりました防災拠点となる庁舎の早期耐震化の重要性、加えて合併以来各種業務を本庁へ集約してきた現状を踏まえて相談スペースの少なさなどの課題を解決し、市民サービス向上を目指すためのフロア改修の必要性を鑑み、財源、防災、将来のまちづくりの観点から、使えるものは有効利用し、必要最小限の経費で喫緊の課題を早期に解決し、市民サービスの向上を目指すという考えを基本として、方向性をお示ししているものでございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 庁舎整備の説明がありました。皆さん、何か質疑がありますか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） これ恐らく議員18名にアンケートをとったと思うんですけど、18名中

7人しか回答がなかったというふうに思っているんですか。

○委員長（北川勝義君） 戸川課長。

○管財課長（戸川邦彦君） 実質は7項目ですが、4名です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 他になければ、これで終わりたいと思います。

続きまして、次がありましたら。

遠藤課長。

○税務課長（遠藤健一君） それでは、引き続き財務部のその他ということで、表紙をごらんください。

例年ありますように、今回も令和2年度の税制改正大綱が内閣におきまして閣議決定をされております。いろいろあるんですけど、今回の主な内容といたしましては、そこへ3つほど上げさせていただいておりますが、所有者不明土地に係る固定資産税の課題への対応ということで、所有者の方がお亡くなりになられた後、相続登記ができていない状態の中でも、現に所有している方の申告の制度化でありますとか、あるいは使用者を所有者とみなす制度の拡大というようなことが制度化されると。ただ、実務上、我々実際にはお亡くなりになれますと、その相続権のある方をお調べさせていただいて、まず相続代表の財産を管理される方をお一人選出していただいたりとか、そういう方がどうしてもおられないという場合には、最終的には課税の保留というような形にもなっていくんですが、そのように実務上は手続させていただいております。そのあたりがきちんと制度化されるということでございます。

それから、2番目といたしましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置ということで、これまではいわゆる婚姻歴の有無によって税制上の措置としての寡婦控除、あるいは寡夫控除、このあたりを受けることができなかつた方々の不公平感をなくすということで、こういう制度が始まるということでございます。

それから、3番目といたしましては、企業版のふるさと納税、これをどんどん活用していく、拡充をしていくということで、税額の控除割合をふやして、さらに地方へのふるさと納税をしていただきやすくするというような制度が上がっております。その他もろもろございます。また今の段階では国のほうからの準則がそろそろ示されつつあるというような段階でございます。詳細にはまだまだ未定の部分もございますので、今後また詳細を検討させていただきます。場合によっては例年のようにまた必要な手続をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

財務部、以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 財務部の説明が終わりました。

何か質問ありましたらお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） よろしいか、ほんなら質問なしということで、それじゃあ次に。

○教育総務課長（金島正樹君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 金島課長。

○教育総務課長（金島正樹君） 教育委員会からその他について説明をさせていただきます。
教育委員会資料をお願いいたします。

まず、教育総務課より赤磐市教育振興基本計画について御報告いたします。

こちらにつきましては、昨年12月の委員会でも報告させていただいておまして、令和2年度からの新たな教育振興基本計画を教育委員会議で協議を行い、策定を進めてまいりました。また、2月17日の総合教育会議におきましても、赤磐市の教育大綱として決定したものでございます。本日、別冊の完成冊子を配付しております。委員の皆様にも御一読いただければと思います。

教育総務課からは以上です。

○学校教育課長兼中央学校給食センター所長（家森康彰君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○学校教育課長兼中央学校給食センター所長（家森康彰君） 新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校における一時臨時休校について説明をさせていただきます。

資料はございません。

文部科学省からの通知を受けて、赤磐市内の公立小中学校を3月2日から26日まで臨時休校としました。児童・生徒には不要不急の外出を控えること、手洗い、うがい、換気を小まめに行うこと、家庭学習を工夫して行うことなどを指導しています。また、保護者、学校には、健康状態の小まめな確認、また感染や疑いが認められた場合には、速やかに報告をするようお願いしています。現在、学校では電話や家庭訪問等により、児童・生徒の状況を把握しています。卒業式については、卒業生、保護者、職員のみで行う予定にしています。

今後、感染状況、国や県の動向を注視しながら、感染拡大の防止、児童・生徒の安全確保を行ってまいります。

以上です。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（土井道夫君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（土井道夫君） それでは、スポーツ振興課からスポーツ施設整備計画について説明させていただきますので、お手元の資料の1ページをお開きください。

スポーツ施設整備計画に基づく今後の施設の整備予定について説明させていただきます。

体育施設の整備改修につきましては、市民のために魅力あるスポーツ空間の整備を計画的に行い、競技スポーツや生涯スポーツの推進を目指し、赤磐市のスポーツ振興を図っていきたくと考えております。

資料2ページには、これまでの整備の状況をお示ししております。

3ページには令和2年度の整備予定でございますけれども、山陽ふれあい公園、草生多目的広場、赤坂体育センター、赤坂ファミリー公園、グラウンド・ゴルフ場を整備する計画でございます。具体的な事業費につきましては、そこにお示ししている事業費を令和2年度当初予算に計上しております。また、工事内容につきましては、主な改修内容に記載されているとおり、防災拠点の整備、施設の老朽化安全対策など、必要性に応じて改修するものでございます。

4ページには、令和3年度以降の整備予定をお示ししております。

5ページ以降につきましては参考資料といたしまして、市内体育施設の一覧表を掲載しております。今後も全体計画の中で財源を確保しながら、市内各体育施設の多用途も含めて計画的な整備を進めていきたくと考えております。

以上、教育委員会から説明させていただきました。

○委員長（北川勝義君） 教育委員会のほうからその他の説明がありました。

委員の皆さん、何か御意見がありましたら。

実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 熊山運動公園のこの照明設備のあれが載ってないんですけど、どのようになっとんのですか、野球場。各3町は皆照明があるんですけど、熊山の野球場だけ照明がないんです。だから平等にやってもらいたいと思うんですけど。3ページ。これはどのようになっとんのですか。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（土井道夫君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 土井課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（土井道夫君） 3ページにつきましては、令和2年度の施設整備ということで、今回は運動公園の照明はさせていただいておりませんが、4ページをお開きください。そちらに運動公園、未定でございますけれども、野球場ナイター照明、野球場防球ネットかさ上げ等を計画しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員（実盛祥五君） ありがとうございます。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（実盛祥五君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○委員（大口浩志君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 赤坂体育センターが載ってて財源が全部一般財源になっとなんですけど、これ私の記憶がたしかであれば、旧赤坂町と旧佐伯町と合同で補助金を引っ張ってきてつくった建屋だと思いますので、それに付随する改修費用であるとか、そういった補助金のようなものがあるのであれば、再度調べていただいて、一般財源を少しでも減らしていただけたらと思います。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（土井道夫君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 土井課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（土井道夫君） 先ほど大口委員の言われた財源のことにつきましては、再度調べさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） その答えやこうわかるまあ。

大口委員、よろしいか。

○委員（大口浩志君） 調べてください。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 1つ聞いておきたいんじゃないけど、今子供が休みょうて、学童で対応しとると言うんじゃないけど、仕切れとんかな。仕切れてなかったらよそのを見ようたら、親が見れん子は登校させて学校が広い範囲でばらばらですからやれるというようなのをやりょうたんじゃけど、うちの場合はそういうことは必要ないんですか。

○学校教育課長兼中央学校給食センター所長（家森康彰君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 家森課長。

○学校教育課長兼中央学校給食センター所長（家森康彰君） 現在、学校で預かりをしてほしいという要望は全くありません。今の状況ではそれぞれの学童の中でおさまっているようです。その学童の中の状況については子育て支援課で今把握して、それに合わせて必要が出てくれば学校に市の職員、市費の支援員等を送る準備は、その手順は今整えている最中です。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） 一斉休校ということで、学校現場は本当に大変だと思います。教育委員会の適切な指導をお願いしたいと思いますが、予定外の休校ということで、学校給食の食材、非常に今問題になっていると思いますけれども、食材はどういうふうに処分というか、処理をされるのか。まさか廃棄ということにはならないと期待しているんですけれども、どのようにお考えですか。

○委員長（北川勝義君） 家森課長。

○学校教育課長兼中央学校給食センター所長（家森康彰君） 給食を28日の金曜日の段階ですぐとめるように指示を出しました。そのことで最小限のもので済むようにはなっています。牛乳については全部とめることができました。それから、既に発注しているもので、冷凍食品等

は次に、4月の給食に持ち越せるようにしています。それから、県の給食のほうからも、極力3月で用意していたメニューをそのまま4月に持ち越して、そこで食材が可能な限り生きるようにしてほしいということで、そのような手はずを整えています。

実際、発注して来てしまったコンニャクだけはもうどうしようもなく、それは廃棄する予定になっています。金額で言うと1万円ぐらいになりそうです。それからもう1つ、野菜があったんですけども、それは業者をお願いをして、給食センターまで運ばれる前でとまりました。業者で可能な限り売って、給食センターに納める予定のものを売って、残りの金額についてはこれからちょっと相談ということになりますが、そう大きな金額にはならないという見込みでいます。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○副委員長（佐藤 武君） はい。

○委員長（北川勝義君） ちょっと僕が質問するのはおかしいようなんじゃないけど、ちょっと僕疑問があって、国の方針で出しとることじゃから、赤磐市がどうのこうの、自治体でやれということで、コロナウイルスの関係なんじゃないけど、美作市かな、やっぱりやりようりますが、学校を、いろいろな考えで片山大臣も日曜討論を見ようたら、中国は出てねえじゃねえかと言うて、いろいろ考えもあったり、美作の市長の言葉もあったりするんですけど、赤磐市としても出てねえと思うんじゃないけど、今やっとなんじゃけど、家森課長のほうから、そういう要望は家森課長のところに余りねえと言うて、学校で預かってくれというのはねえと言うんじゃないけど、実際、ほんまに困って、うちらもきょうも朝迎えに行ったりしてやりようんじゃないけど、それが学童保育がええとか悪いとかというのは抜きの話でやっとする。いつごろぐれえまでか、春休みまで休んでしもうてするんじゃないろうか、この3月いっぱい皆休むんじゃないろうか、4月4日ぐらいまで休むんじゃないろうか、どんなんじゃろうか、目安が。答えれんわな、そりゃあ、答えれんというたら、いやいや、余り休みが一月というたら、もう物すごい長いが、どんなんかなと思うて、そういうようなことの話にならあなあ、おかしいことにならあなあ。市長の考えでせえ、教育長職務代理の考えでせえというのはできんわな、その今言うのは。わかりゃあ何か、答えというんじゃないけど、ちょっと思うたんで、ここでどうこうという話じゃなくて、どういう考えか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、非常に御心配をいただいていると思います。赤磐市の基本的な方針というのを、委員の皆さんとも共有するべきと判断させていただいて発言をさせていただきます。

赤磐市の基本方針は、この国の方針に準じているんですけども、基本的にはこのコロナウイ

ルス対応は危機対応として対応をさせていただきます。その危機対応というのは、岡山県内もしくは赤磐市内に感染者が発生するということを前提に組み立てをしております。そういう中で、学校の休校そしてさまざまなイベントの中止、こういったことを判断させていただいているのが現状です。

そういう中で、他の自治体では学校を休校しない、あるいは放課後クラブを拡大して、小学校の教室を開放して子供さんをお預かりするというような対応をしている自治体もあります。しかしながら、私たちは段階的に考えるということで、まず第一段階は危機対応ですので、人命、感染拡大を防ぐというところに軸足を置いて、まずは学校を休んで家から余り出ないようにしていただくということを啓発的にお話させていただいているところでございます。

第二段階としては、それでも御両親ともお勤めに出ている、それから面倒を見るおじいちゃん、おばあちゃんも遠くのほうだという家庭も多くいらっしゃると思います。そういう方々のためには、放課後児童クラブが市内18カ所で運営されていますけども、これを通常なら15時ぐらいからあけるんですけども、これを繰り上げて8時30分から運営をしていただくと、そういう対応を現在はさせていただいています。

第三段階としては、この児童クラブ等も、いわゆるパンクになると人員的にもスペース的にも届かない。そうなったら今度は小学校の教室を開放して、人員も市職員あるいは教職員を可能な限り配置していく。児童クラブについても人員が足りないという声があれば、そこへ市の職員あるいは学校教職員を派遣するという対応を、準備を整えているところでございます。

それを今度はしっかり把握しないとイケません。また、岡山県内の動向、全国的なこのコロナウイルスへの対応について、これもしっかりと現状把握をしないとイケません。したがって、市のほうとしては、短い時間になるときもありますけども対策会議を毎日起こして、担当の部長、担当の課長を一堂に会して、現状の報告をするために毎日放課後クラブへ問い合わせの電話、今の人員は何人いるか、あるいは困っていることはないだろうかという問い合わせを毎日させていただいて、それを会議の席で報告いただいています。

また、国、県の対応として、特に県では、県内感染者の発生があるかないかというのは、我々の判断としては非常に大きいところがあります。そういったこと、それから国からの伝達事項、こういったものを常に最新のものを持って判断をするように、市の中でまだ対策本部を立ち上げたわけじゃありませんけども、会議の中で主要な幹部職員と情報共有をしながら、いつ何どき事態が悪いほうに進展しても対応できるようにという対応をしております。もちろん市内の医療機関ともそういう連携を図らせていただいているところでございます。今の赤磐市の体制としてはそういう体制で臨んで、これが事態の変化に柔軟に対応できるよう、これをこれからも基本に進展を進めていこうという考えでございます。

以上です。

○委員長（北川勝義君）　ありがとうございました。

市長、要らんことを言うたらおえんけど、赤磐市はマスクはあるんかなあ。あれどうなつとんかな。

市長。

○市長（友實武則君） 担当からは言いにくいんですけども、本会議では佐々木議員の答弁で、ストックとして1,000枚、1,000セットじゃなくて1,000枚あるという報告をさせていただきました。その後でございます。市内の備蓄倉庫、これにどういうものがあるかというのを一斉点検させていただきました。恥ずかしながら、そこでマスクが大量に出てきました。そこは議会で一旦言っているんですけども、それ以後に明確となったものなので、これはこの席をおかりしておわびを申し上げます。

しかしながら、この数ですけども、マスクの枚数でいえば、何と3万枚ありました。ただし、このマスクは平成23年の新型インフルエンザ発生時に購入したもので、かなりの年数が経過しているということで、積極的にこれを配布するというのは、なかなか厳しいなという判断です。ですから、学校とか児童クラブとかで、年数たっていて効果に支障はないけども、気持的に嫌だという人もいらっしゃるでしょうから、それを御了解の上で使っていただくというふうをお願いしていくことで配布を考えています。

実は、私がこれを今しているんですけど、これもそのときの在庫を使わせていただいております。そういったことで、おわびと訂正ですけども、御了解ください。

以上です。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

要らんことを聞いたようなけど、今、ええことじゃけん、学童でも使えるとことか、診療所とか、そういう使えるところは使うてあげりゃあええんじゃねえかなと思って、今うちに実は娘がおって、埼玉とか岡山でも買うてくれというたら、朝ザグザグ9時じゃけえというて8時40分に行っとなら、もう1枚もねえというて買えんのんじゃ、入るというても。結果言ゆるけえ、ちょっとできたら執行部のほうで考えて、そういうことも活用、使やあええんじゃねえか。また置いとつても、それこそだんだん使えんようになるんじゃから、使うべきじゃねえかなと今思うたんです。

○委員（下山哲司君） 梱包品じゃからえかろう。

○委員長（北川勝義君） いやいや、だんだん置いときゃあ古うなつたらおえんと思うて。そういうことで、よろしゅうお願いします。

他にありませんか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 教育大綱について質問します。

大崎教育長職務代理のほうで、議場で各学校の組織改革は見える化するということやったんですけど、この教育大綱の中のどこにそういうのがあるのか教えてください。

○学校教育課長兼中央学校給食センター所長（家森康彰君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 家森課長。

○学校教育課長兼中央学校給食センター所長（家森康彰君） 見える化するということで、未来が見える学校プロジェクトのことであれば13ページ⑥、社会を生き抜く力をつける学校づくり、この部分になります。そこにあるように、さまざまな個性、価値観、家庭環境に対応した多用で主体的な学びを保障するため、課題解決や学校組織の見直しなどを行います、この部分になります。

今文科省のほうでも、新学習指導要領が提示され、小学校では来年から、中学校ではその次の年から行われます。その新学習指導要領にある、本当に生きていく力、自分の力を社会に生かしていく、自分の幸福のために、幸せのためにそれを使っていく、共同して、協力してそれを実現する。そういうふうに子供たち自身が自分の将来を見つけて、その解決方法をみずからつかんで育っていく。そのための学びを保障する学校環境づくりとして、未来が見える学校プロジェクトを立ち上げます。それがこの13ページのここに当たります。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員、よろしいか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 13ページの恐らく⑥のどこやと思いますけど、課題の解決や学校の組織の見直しを行いますと。要は大崎教育長職務代理は見える化するみたいな表現をされたんですけど、見える化するというのが全然、この学校組織の見直しをしますと書いてあるだけで、何が見える化するのか全然わからないんですけど、そういう表現はほかにはないんですかね。

○教育長職務代理（大崎陽二君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 大崎教育長職務代理。

○教育長職務代理（大崎陽二君） ここにあるICTの活用をするのに、その専門の人に来ていただいたり、その学校の課題を把握してもらったり、見直しの意見ですか、それを言ってもらえる役目の人、スクールコーディネーターかな、それをどんどんどん、すぐに全部の学校ではないと思うんですけど、配置して行って、やっぱり教職員だけじゃたらなかなかわかりにくいところを言っていただくと、提案していただくというようなことになっています。見える化というのが適当なのかどうかというのはわかりませんが、だから徐々に進んでいくのではないかと思います。

以上です。

○委員（永徳省二君） 1点だけちょっと言わせて。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） スクールコーディネーターはどういう人選で選ばれるのかだけ教えてください。

○学校教育課長兼中央学校給食センター所長（家森康彰君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○学校教育課長兼中央学校給食センター所長（家森康彰君） スクールコーディネーターは、様々な点で今考えています。いろんな学識経験者でもあり、また学校のこともよくわかり、社会情勢のこともわかり、地域ともつながることができる。さまざまなことを考えて、なおかつ学校長との思いが共有できる、そのような人選を今考えて、一般公募も含めて検討中でありませ

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ終わりたいと思います。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 檜原課長。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 警防課所管の消防ポンプ自動車整備事業の進捗事業について御報告申し上げます。

消防本部資料をごらんください。

令和元年4月に入札を行いましたポンプ自動車が、令和2年2月21日に納車されました。検査、検収も終わり、公安委員会で緊急車両登録と陸運局で車両登録も完了しました。新車両の取り扱い訓練が終わりましたので、3月5日から運用を開始しております。

また、新車両は環境に配慮した排ガス抑制装置やCO₂削減のため、排気量が小さいダウンサイジングターボの採用がされております。車両の移送や使用については更新前の車両と同じですが、載せかえが可能な装備品については載せかえで対応しコスト削減を図っています。

続きまして、消防総務課所管の総務省消防庁対応、救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の進捗状況について御報告申し上げます。

裏面をごらんください。車両の写真がなくて申しわけございません。

このポンプ車は、地震等発災直後に地域防災のかなめとして消火活動や水防、救助活動に活躍している消防団員のために、装備や資機材の充実強化を図ることを目的に、市町村に無償貸し付けされたポンプ自動車でございます。ポンプ機能はもとより車両の切断や拡張ができる救助資機材や、鉄製の扉も切断できるエンジンカッター、倒木や倒壊家屋の救出にも使用できるチェーンソー、可搬式ウインチ等3点を、救命資機材は除細動器、布タンカー、応急処置セットほか9点を装備しています。

3月18日に消防本部にて交付のあとに、消防団機動部に対しポンプや資機材の取扱説明を実施します。資機材の積み込みや検査、研修、消防団機動部の資機材取り扱い訓練を十分に重

ね、4月初旬から運用開始の予定です。配置場所は本庁消防機庫とします。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○委員長（北川勝義君） 消防本部から説明がありました。

何か質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければこれで終わりたいと思います。

その他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ終わりたいと思います。

以上をもちまして、第3回総務文教常任委員会を閉会としたいと思います。

閉会に当たりまして、大崎教育長職務代理より挨拶をお願いしたいと思います。

○教育長職務代理（大崎陽二君） きょうはお忙しい中、ありがとうございました。

教育委員会も新型コロナウイルス対策ということで、市長初め、市の幹部の皆様方と一緒にいろいろ対策のほう考えていかせていただいております。今後ともいろいろ変わることが多いですので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

きょうはどうもありがとうございました。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございました。

これで本日の委員会を閉会とします。

大変御苦労さまでした。

午前11時21分 閉会